

「江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び  
「中川・綾瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」規約改正の経緯

平成 28 年 6 月 28 日：「江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「中川・綾瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立、及び規約を制定。

平成 29 年 6 月 19 日：水防法の改正により、大規模氾濫減災協議会制度が法定化。

平成 29 年 12 月 19 日：第 3 回幹事会にて、規約の改正について協議会構成員へ意見照会。

平成 30 年 2 月 13 日：規約の改正について、協議会全構成員から文書にて同意を得た。

平成 30 年 2 月 15 日：第 4 回幹事会にて、規約の改正により減災対策協議会を水防法に基づく法定協議会へ移行。

平成 30 年 4 月 27 日：協議会及び幹事会構成員の時点更新。

令和元年 5 月 30 日：協議会及び幹事会構成員の時点更新。

令和 2 年 5 月 29 日：協議会及び幹事会構成員の時点更新。

令和 3 年 6 月 4 日：協議会及び幹事会構成員の時点更新。

令和 4 年 5 月 26 日：協議会及び幹事会構成員の時点更新。